

仕 様 書

京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課
(担当 清水、木上 電話 075-222-3955)

件 名	令和8年度自動車騒音・道路交通振動調査業務委託
履 行 期 間	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	別紙のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

1 目的

本調査は、騒音規制法第 18 条及び振動規制法第 19 条の規定に基づく測定を行うことにより、市内における自動車騒音及び道路交通振動の現状を把握し、もって今後の道路環境の整備をはじめとする自動車騒音及び道路交通振動の対策の基礎資料とすることを目的とする。

2 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

なお、詳細については別紙 2 を参照すること。

- (1) 騒音調査
- (2) 交通条件観測
- (3) 道路交通振動調査
- (4) 本市報告書の作成
- (5) 環境省報告用資料の作成
- (6) オブジェクト・データベースの作成
- (7) 面的評価支援システムを用いた自動車騒音暴露状況の把握（過去 5 年分全区間）
- (8) 面的評価支援システムの最適化及びバージョンアップ
- (9) 過年度データ等の修正
- (10) 本業務専用ノートパソコンの OS のアップグレード等

3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

なお、これらに改正等があった場合は、施行日等に応じて最新のものに従うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発第 110914001 号）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大大第 1510301 号、環水大自第 1510301 号）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大自発第 1510303 号）
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル（Ver 5.2.2、平成 30 年 3 月環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課）
- (8) 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- (9) 令和 8 年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）（※予定）
契約締結後、環境省から本市へ送達次第、提供する。
- (10) その他関係法令等

4 貸与物品及び資料

本業務の遂行に当たり、京都市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に次の物品及び資料を貸与するものとする。

- (1) 本業務専用ノートパソコン（Dell inspiron 15 3000（第 11 世代 インテル® Core™ i7-1165G））
- (2) 面的評価支援システム（Ver 5.2.2）
- (3) ㈱KERNEL GIS エンジン（ActiveMap for.NET Ver.2.28）
- (4) 国土地理院 数値地図 25000（空間データ基盤）
- (5) 株式会社ゼンリン Zmap-TOWN II（電子住宅地図）
- (6) 令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査交通量図（京都市都市計画局発行）
- (7) 過年度調査報告書データ（DVD-ROM 等に保存済み）
- (8) その他業務遂行上必要と認められるもの

なお、(2)～(5)は、(1)にインストール済みの状態（ただし、(2)及び(3)については、最新版へのバージョンアップが別途必要）での貸与とする。(1)には、Microsoft Office Home & Business 2021 等も導入されている。

乙は、貸与物品及び資料を本業務の遂行のみに使用し、他の業務等のための使用、及び、甲が貸与したソフトウェアの(1)以外への導入は行わないこと。業務完了後は、貸与を受けた物品及び資料を全て甲に速やかに返却すること。

また、(1)は、いわゆる「スタンドアロン」で使用し、ウィルス感染等、情報セキュリティインシデントが発生しないよう、十分に注意すること。その他、乙の取り扱い等に起因して貸与品に不具合、故障等が生じた場合、乙の責任において、原状復旧等を行うこと。

5 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品（ソフトウェアライセンスを含む。）については、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。当規定は、契約が終了又は解除された後においても継続する。

6 費用の負担

次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 本業務を履行するために必要な人員物資の移動、電力（調査地点付近に本市の電源があり、乙による使用を甲が認めた場合を除く。）、運搬及び計量証明に係る分析、報告書の作成、提出に係る費用
- (2) 各種試験、検査、写真撮影等に必要な費用
- (3) 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費
- (4) 本市の施設・職員及び第三者等に損害を与えた場合、復旧する費用及び補償
- (5) 官公署等に対する書類の作成及び届出等の手続きに必要な費用
- (6) 乙の本委託業務の履行不備によって発生したと認められる不具合についての修復費用
- (7) 計量証明の業務により発生した廃棄物の処理費用
- (8) 異常値に伴う追加調査に係る費用

7 実施体制及び実施計画

乙は、本委託業務における主任技術者を定め、実施体制、工程表、調査方法及び測定候補地点等を記載した実施計画書と併せて甲へ届出を行い、甲の了承を得るものとする。

主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

また、実施体制には、計量法（平成4年5月20日法律第51号）及び計量法施行令（平成5年10月25日通商産業省令第69号）に定める環境計量士（騒音・振動関係）の資格を有する者を含めることとし、測定地点における騒音調査の体制についても実施計画に記載すること。

なお、各警察署などの関係機関や近隣住民等の調査協力を得るための調整期間が予め十分に設けられた実施計画とすること。

8 提出書類

乙は、成果品のほか、業務の着手前及び完了時に、甲へ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手前提出書類（各1部）
 - イ 及びウについては、業務履行中に変更があった際は、その都度提出すること。
 - ア 委託契約書の写し（A4サイズ）
 - イ 主任技術者届（A4サイズ、任意の様式）
 - ウ 実施計画書（A4サイズ、任意の様式）
 - エ 再委託承諾申請書（該当がある場合、甲の指定する様式）
 - 再委託承諾申請書には履行能力を証明する書類として、資格、免許等の写しを提出すること（再委託する業務内容に、技術条件が付されている場合及び資格、免許等が必要な場合に限る。）。
 - オ その他甲が必要とする書類
- (2) 業務完了時提出書類（各1部）
 - ア 業務完了届（A4サイズ、任意の様式）
 - イ 請求書（A4サイズ、甲の指定する様式）

9 打合せ等

- (1) 乙は甲への調査実施計画の説明のための面会等、必要に応じて打合せを行うものとする。面会での打合せの際は、その3営業日前までに配付資料のデータを甲の担当者に電子メールで送付すること。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は甲と常に緊密に意思疎通を図り、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容については、その都度乙が全て議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 乙は甲から業務の進捗状況等の報告を求められた場合は、必要な資料を速やかに提出しなければならない。

10 関係官庁への手続等

本調査に係る道路占有等の関係官庁への許可手続は、原則、乙が行い、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

11 土地への立入り等

- (1) 測定に係る近隣住民等への協力依頼は、乙が行うものとする。
- (2) 乙は、本業務を実施するため、植物を伐採し、垣・柵等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示をもって所有者の承諾を得るものとする。

12 成果品の提出

- (1) 速報
乙は、令和8年11月30日までに、全調査地点の騒音調査、交通量等調査、道路交通振動調査の調査結果を甲の指定する様式にて提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 中間報告
乙は、令和9年1月31日までに、別紙2の付表4に示す「I. 報告書 1. 本編」の案を提出し、甲の確認を受けるものとする。
- (3) 最終報告
乙は、契約期限までに別紙2の付表4に示す成果品を提出し、甲の検査を受けるものとする。
- (4) 一部引き渡し
乙は、甲の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の一部を引き渡すものとする。

13 履行確認に係る検査

- (1) 乙は、業務完了時に次の検査を受け、甲による履行確認を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (2) 検査の結果及び成果品の提出後に、過去の調査データを含め、不備や誤りが発見された場合、履行期間の終了後であっても、乙は速やかに補修を行わなければならない。

14 一時中断

次の場合において、甲は乙に、必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中断させることができる。その際、甲は乙に文書で通知するものとする。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
- (2) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (4) 安全確保上必要があると認めた場合

15 守秘義務

乙は、業務の遂行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
また、調査の過程で取得したデータに個人情報が含まれる場合は、外部に漏えいすることのないよう適切に保管し、業務完了後に復元不可能な形で廃棄すること。

16 受託者の条件

計量法第107条第2号に規定する登録（事業の区分に、「音圧レベル」及び「振動加速度レベル」を含むものに限る。）を受けていること。

17 その他

- (1) 乙は、履行期間中に自動車騒音常時監視報告（環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課）の改正、環境省が配布する面的評価支援システム及び当該システムの稼働環境の改定等があった場合は、無償で対応するものとする。
- (2) 乙は、調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民等の迷惑とならないよう十分に配慮すること。
- (3) 業務の履行に伴い生じた乙の故意又は過失による損害については、乙が責任を負うこと。
- (4) 乙は、調査地点への移動に自動車を使用する際に、交通法規を遵守するとともに、アイドリングストップをはじめエコドライブに努めること。
- (5) 乙は、本仕様書に疑義があるときは、委託業務開始前に甲と十分協議し、疑義を解消しておくこと。
また、業務開始後に本仕様書に疑義が生じた場合は、甲と協議を行い、甲の指示に従うこと。

- (6) 乙は、本業務を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、予め書面により承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (7) 委託料は、業務履行完了後、乙からの適正な請求書の提出後に支払うこととし、前払金の支払いは行わない。

はじめに

本業務における主な作業内容及び工程は下図のとおりである。本書では、下図に沿って、乙が行う本業務の詳細内容を説明する。

なお、騒音の調査地点と同地点で、道路交通振動の測定も併せて実施し、結果を取りまとめる。

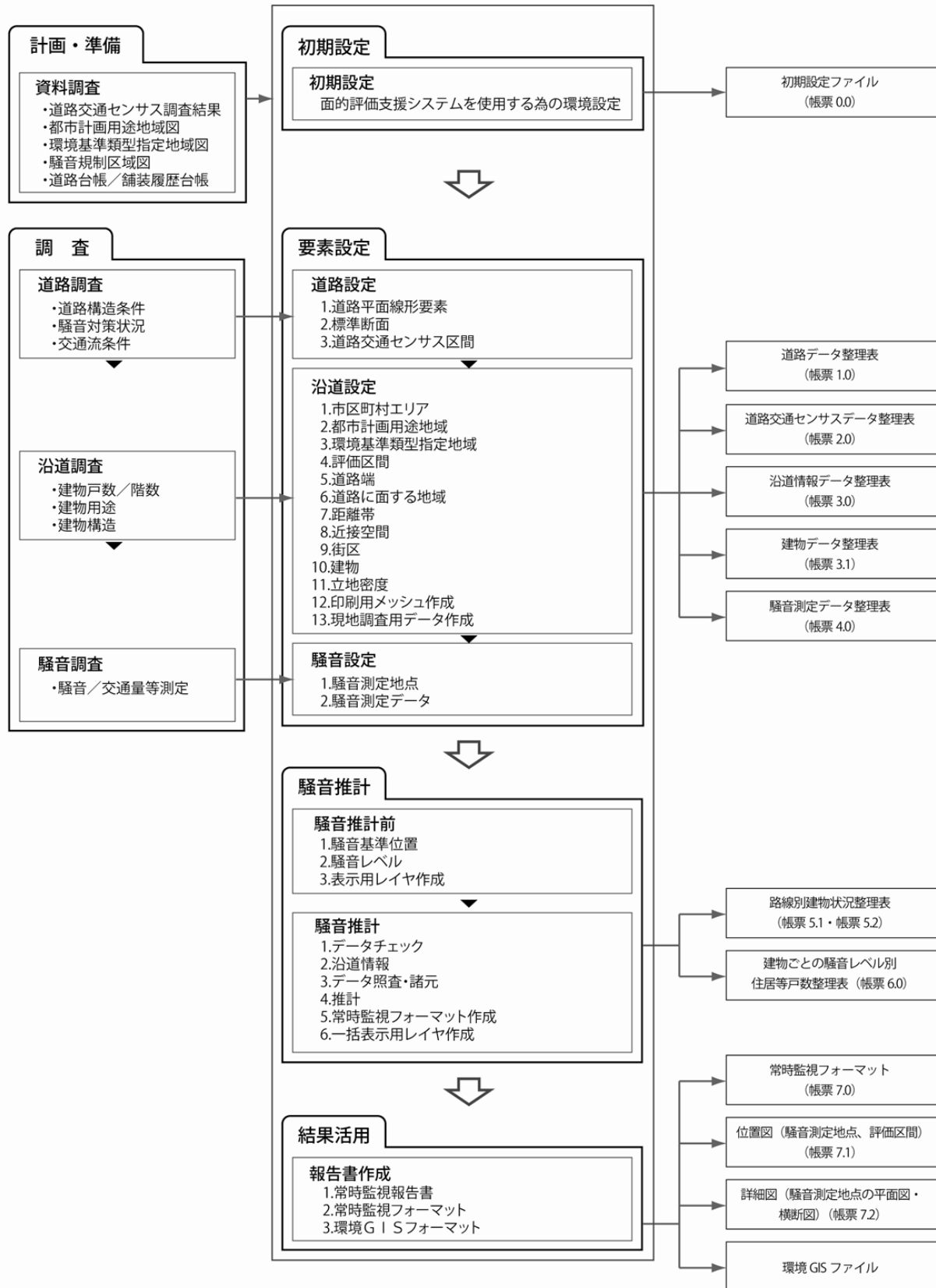


図1 作業内容及び工程

1 計画・準備

(1) 面的評価支援システム等のセットアップ及びバージョンアップ等

甲が貸与した本業務専用ノートパソコンの OS について、Window10 から Window11 にアップグレードを行ったうえで、面的評価支援システムを最新版にバージョンアップする。システムのバージョンアップについては、面的評価支援システムの ver5.2.2 から ver5.3.0 への更新及び面的評価支援システムを校正する GIS エンジンの ver2.28 から ver2.29 への更新を行うこと。

また、最新の面的評価支援システム、GIS エンジン及びデジタル地図をシステムが稼働できるように設定する。

なお、バージョンアップ等に伴う不具合については、責任を持って当年度中に解消すること。

(2) 過年度データ及びエラーの修正

契約後に甲が指摘する面的評価支援システム等に登録されている過年度データについて、誤りがあるかどうかを確認のうえ、必要に応じて修正を行う。

さらに、面的評価支援システムのエラーチェックで検出されたエラーについては、可能な限り修正を行う。修正が不可能であるエラーが存在する場合、甲にその報告及び説明を行う。

なお、エラー修正の範囲等の詳細については、甲と協議して決定する。

(3) 資料調査の実施

別表 1 の調査対象道路について、過年度の調査結果、土地利用状況、道路交通情勢、道路構造、環境保全措置の実施状況、沿道状況等を入手可能な既存の資料で把握する。

また、過年度の調査対象道路についても、同様に調査し、「面的評価支援システム」に登録されている情報を、必要に応じて修正及び更新する。

(4) 実施計画の作成

実施体制、工程表、調査方法、騒音調査の測定候補地点を検討のうえ、以下の項目を記載した実施計画を作成し、甲に書面で提出し、承認を得ること。

騒音調査地点の選定に当たっては、過年度調査時の測定地点を踏まえ、現地踏査により周辺環境の変化や工事計画の有無等を把握し、調査の実施が困難な場合の代替地点の検討も行うこと。また、過年度の調査結果のほか、土地利用状況、道路交通条件、道路構造、環境保全措置の実施状況、沿道状況等を入手可能な既存の資料であらかじめ把握しておくこと。

- ・ 実施体制
- ・ 工程表（現地調査の実施日時予定を含む。）
- ・ 調査方法（使用する測定機器（メーカー・型番を含む）等、具体的に記載すること。）
- ・ 安全管理対策
- ・ 評価区間一覧（体裁は別表 1 に準じる。評価区間の細分化がある場合は、付表 3 に掲げるいずれかの理由を記載すること。）
- ・ 測定地点一覧（評価区間番号、路線名、車線数、測定地点住所（町名まで）、測定側道路の上下の別、用途地域、低騒音舗装の有無、各基準等の値を含む。）
- ・ 測定地点位置図（体裁は甲の指示による。）
- ・ 各測定地点の付近図（測定地点及び背後地を図上に明記する。）
- ・ 現地踏査の際に撮影した測定地点の写真
- ・ 各測定地点の過年度調査からの変更点（周辺環境の変化等）
- ・ 調査実施上の課題（調査協力依頼先や整理すべき方針・条件等）

2 面的評価支援システムの初期設定

面的評価支援システムを使用するため、使用者の登録、評価基準、各種オブジェクトの表示色、範囲等の初期設定を行う。初期設定項目を付表 1 に示す。

付表 1 初期設定

項目 番号	機 能	
	メニュー	内 容
1	都道府県、市区町村コード	支援ソフトの使用者が、所属の地方公共団体を「統計に用いる標準地域コード」（総務省-平成 31 年 3 月 25 日現在）（ https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm ）に基づいて、使用者（地方公共団体等）のコード番号の設定をする。
2	GIS 地図	GIS エンジンや電子地図に関して、測地座標系等、使用に必要な不可欠かつ操作性の向上に資する設定を行う。
3	縮尺率	GIS の地図表示画面にて縮尺率一覧より選択できる縮尺率を設定する。
4	画面表示	ツールバーにおいてツールの表示、非表示を設定する。
5	基準年度	基準年度、全国道路・街路交通情勢調査年度、騒音データ年度を設定する。
6	評価基準	評価対象道路の道路種別、車線数毎に評価基準値を設定する。
7	道路に面する地域	道路に面する地域（道路交通騒音の及ぶ範囲）の距離を設定する。（評価用：50m、表示用：50m）
8	距離帯	距離帯の幅を設定する。（評価用：10m、表示用：10m）
9	建物階数高さ	都市計画用途地域別に建物の高さ（1 階辺り）を設定する。
10	建物用途	建物用途振分けのキーワード、都市計画用途地域別振分けを設定する。
11	環境基準類型指定地域毎の残留騒音設定	環境基準類型指定地域毎の残留騒音レベルを設定する。
12	背後地騒音推計式	基本調査、詳細調査毎の背後地騒音推計式を設定する。（推計式の選択、新規登録、修正、削除、パラメータのデフォルト値の設定）
13	騒音レベル等高線図	騒音レベル等高線のレベル幅を設定する。
14	評価区間状況	評価区間状況を表す図におけるレンジと評価区間オブジェクトのレンジ別表示色を設定する。環境基準達成状況図のデフォルトは環境 GIS と同じ表示とし、また任意に設定できる。道路近傍騒音図、騒音レベル図、残留騒音レベル図のデフォルトは JIS 規格 Z8731 に基づいて 11 段階とする。また、1～11 段階で任意に設定できる。
15	街区状況	街区状況を表す図におけるレンジと街区オブジェクトのレンジ別表示色を設定する。デフォルトは JIS 規格 Z8731 に基づいて 11 段階とする。また、1～11 段階で任意に設定できる。
16	建物状況	建物状況を表す図におけるレンジと建物オブジェクトのレンジ別表示色を設定する。デフォルト及び設定範囲は、街区状況と同様。

3 調査

(1) 騒音調査

騒音調査は、別表 2 に示す 35 区間（観測区間 30 区間、測定のための区間 5 区間）で行う。

ア 自動車騒音測定

当該道路の近傍に騒音計を設置して、1 時間を単位とし、連続する 24 時間の測定を実施する。実測時間は、観測時間 1 時間のうち 10 分間とし、この 1 時間内で複数回（最大で 6 回）の実測を行う。

測定する項目は以下のとおり。

- －昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- －夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)
- －時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- －最大値 (L_{Amax})

イ 残留騒音測定

当該道路の背後地 (20m) において、昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 観測時間で実測時間 10 分間 ($L_{Aeq, 10min}$) について測定する。測定する項目は以下のとおり。

- －昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 1h}$)
- －夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 1h}$)
- －時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- －最大値 (L_{Amax})

(2) 交通条件観測

ア 交通量観測

自動車騒音測定と同一地点（道路近傍）、同一日において、原則、昼間・夜間の基準時間帯の各 2 観測時間で、正時から 10 分間の交通量を、進行方向別及び車種別に観測する。

車種区分は、令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査に準じ、付表 2 のとおり、5 つの種別に区分して観測すること。

付表 2 車種分類

観測区分	種別	内容
小型車	乗用車	ナンバー 5（黄と黒のプレート） ナンバー 3、8（小型プレート） ナンバー 3、5、7
	小型貨物車	ナンバー 4（黄と黒のプレート） ナンバー 3、6（小型プレート） ナンバー 4、6
大型車	バス	ナンバー 2
	普通貨物車	ナンバー 1 ナンバー 8、9、0
二輪車	二輪車	

イ 平均走行速度測定

自動車騒音測定と同一地点、同一日において交通量観測と同期して、原則、昼間・夜間の基準時間帯の各 2 観測時間で、正時から 10 分間、進行方向別及び車種別（大型車及び小型車の 2 車種）に各 10 台の自動車（二輪車を除く。）を任意に選び、一定区間（原則 50 メートル以上の区間とする。）を走行する時間を計測する。

(3) 道路交通振動調査

自動車騒音測定を実施する地点と同一の地点、同一日において道路交通振動を測定する。測定方法は振動規制法施行規則別表第 2 の備考に規定する方法及び道路交通振動測定マニュアル（2022 年 6 月環境省水・大気環境局自動車対策課）によることとし、毎正時から測定を開始し、0.1 秒間隔 6,000 個の測定データを採取する。また、測定結果から時間率振動レベル ($L_{50}/L_{10}/L_{90}$) を求める。

(4) 詳細交通条件観測

別表 1 中の詳細交通条件観測に示す 10 地点において、上記(2)交通条件観測以外に、毎正時に交通量観測及び平均走行速度測定を実施する。調査方法は、上記(2)交通量条件観測と同様とする。

(5) その他の調査項目

以下の項目について、調査・記録を行う。

- ・ 測定時における主たる騒音源、突発音等の除外音の原因
 - ・ 測定時における地点毎の気象条件（毎正時における天候、気温、（相対）湿度、風向、風速）
 - ・ 測定時における道路状況（道路構造、車線数、幅員、路面状況、舗装種別、縦断勾配、遮音壁の設置状況、交通規制の状況、信号交差点との距離、信号機のインターバル等）
 - ・ 測定地点の周辺の状況（測定地点現場の写真、周辺状況（測定地点周辺の平面図等）、測定地点が属する用途地域）
- (6) 測定開始時刻の留意事項
 測定の開始時刻は、原則午前 10 時とすること。
 予期しない事由により、午前 10 時から測定を開始できない場合は、開始時刻を 1 時間単位で遅らせるものとする。
 なお、開始時刻を遅らせた場合は、速やかに甲に報告すること。
- (7) 欠測の取扱い
 降雨時は、その実測時間（10 分間）について欠測とする。
 降雨が継続し、基準時間帯の等価騒音レベル等の代表値を得ることができない場合は、当該測定地点における測定全体を無効とし、再度測定を実施する。緊急道路工事、交通事故の発生等他の事由に起因する場合も同様とする。
- (8) 主任技術者の立会い
 測定・調査実施時には、いずれかの地点に主任技術者を常時立ち合わせること。
- (9) 測定や測定機材に係る問合せについて
 測定や測定機材に係る問合せ先として、主任技術者の連絡先を道路上に設置する測定機材に記載しておくこと。問合せがあった場合には真摯に対応し、問合せの内容については速やかに甲に情報提供すること。

4 要素設定（面的評価支援システム）

令和 8 年度の調査対象は、別表 3 に示す 59 区間（観測区間 30 区間、非観測区間 29 区間、総延長 92.1km）である。当該区間において、資料調査結果及び騒音発生強度等の情報の更新を行うこと。なお、当該区間について、道路構造条件、騒音対策状況、交通流条件等の状況変化が確認された場合は、甲と協議のうえ、評価区間の加除、分割、統合等の所要の見直しを行う。

全評価区間（5 年分）を評価するにあたり、過年度（令和 4～7 年度）調査区間の道路構造条件等については、面的評価支援システムに予め登録された情報を原則、活用する。ただし、必要に応じて以下の作業を実施すること。

- (1) 過年度データの活用
 面的評価支援システム操作マニュアル（別冊）過年度データの活用方法編に順じ、過年度データファイルを読み込む。
- (2) 道路設定
 ア 道路平面線形要素の設定
 評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。
 オブジェクトに対し 8 種類までの道路の属性情報（道路種別、道路名称（路線名）、変更履歴等）を入力する。
- イ 標準断面の設定
 道路横断面を作成し、情報を入力する。
 作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。
- ウ 全国道路・街路交通情勢調査区間の設定
 オブジェクトについては令和 3 年度センサスに更新済みであるが、必要に応じて、修正を行う。
 なお、修正が必要と判断される際は、あらかじめ甲に協議を行うこと。
- (3) 沿道設定
 各評価区間の道路端から 50m の範囲について、電子住宅地図により、住宅等の属性及び状況を把握し、次のとおり、取りまとめること。また、必要に応じて現地にて、住宅地図に不足している情報の補足調査を行うこと。
- ア 市区町村エリアの設定
 市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。
- イ 都市計画用途地域の設定
 都市計画用途地域オブジェクトを作成する。なお、当該年度の評価区間の都市計画用途地域については、最新の状況に更新すること。
- ウ 環境基準類型指定地域の設定
 都市計画用途地域のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。なお、当該年

度の評価区間の環境基準類型については、最新の用途地域の状況に基づき更新を行うこと。

エ 評価区間の設定

全国道路・街路交通情勢調査線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報(評価区間番号・道路種別・道路名称(路線名)・交通量調査単位区間番号・上下コード(上り・下り・その他))を入力する。

評価区間はおおむね全国道路・街路交通情勢調査区間とするが、「付表3 評価対象道路の細分化」に示す条件の変化により、同じ区間内で道路構造条件が変化している場合は、発生源側の騒音レベルが一定ではないと考えられるため、適宜、全国道路・街路交通情勢調査区間を分割する。また、分割の際には、評価区間ごとに道路横断面を作成し、情報を入力する。

なお、評価区間を全国道路・街路交通情勢調査区間よりも細分化して設定する場合は、付表3のいずれのケースに該当するのかを明記のうえ、別表1のような形で評価区間に関する情報を資料としてまとめる。

オ 道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

カ 道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト(評価用・表示用)を作成し、評価区間情報と関連付ける。

キ 距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

ク 近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

ケ 街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。
道路横断面を作成し、情報を入力する。

コ 建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報(番号・建物用途・構造)を入力する。

建物属性(建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等)を把握し、建物群減衰量補正(見通し角)を計算、窓面位置の設定をする。

サ 立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

シ 印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ(スケール 1/1500、5000、12500、25000、50000、500000)を作成する。

ス 現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート・建物図を印刷する。

付表3 評価対象道路の細分化

	細分化すべき区間	理 由
1	高架、掘割など道路構造が変化	騒音の伝搬状況が変化している
2	車線数が大きく変化	騒音の発生状況が変化している。
3	幅員等が変わり道路境界が変化	評価の基準点が移動することになる。
4	高架道路等で立体的構造	立体的構造により騒音分布が複雑である。
5	類型区分が変化	騒音の施策として区分して評価する必要がある。
6	遮音壁等の騒音対策が実施されている	騒音の伝搬状況が変化している。騒音の施策として区分して評価する必要がある。
7	一つの区間が著しく長い	データの管理上区分する必要がある。
8	市町村境	データの管理上区分する必要がある。
9	防火地区の指定が変化	今後の施策検討の資料として必要である。
10	建築物等の沿道状況が著しく変化	背後地の騒音分布が変化する場合が多い。

(4) 騒音設定

騒音測定の結果を面的評価支援システムで活用できるように設定する。

ア 騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報(年度・騒音測定箇所番号・定点／準定点／例外的実測)を入力する。さらに、道路横断面を作成し、情報を入力する。

イ 騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

5 騒音推計

(1) 騒音推計前

ア 騒音基準位置の設定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に騒音レベルの基準点位置(道路敷地境界)及び、騒音測定データの選択、基準点の高さを設定する。

イ 騒音レベルの推定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に基準点騒音レベルを車線数、交通量、大型車混入率、指定最高速度等の情報及び道路横断面情報より道路交通騒音予測モデル“ASJ RTN-Model 2008”(以下「ASJモデル」という。)にて推定する。

ウ 騒音レベルの確定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に基準点騒音レベルの確定値を設定する。確定値は、基本的に実測値がある場合にはその値を設定するが、道路敷地境界以外の地点で測定している場合には、道路敷地境界までの距離減衰量をASJモデルにて計算して補正する。

エ 残留騒音レベルの設定

評価区間ごと(上り側・下り側別)に残留騒音レベルを設定する。残留騒音レベルは、背後地の実測時の L_{A95} とする。

オ 表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ(道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分)を作成する。

(2) 騒音推計

ア データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。

イ 沿道情報

入力した沿道情報(評価区間・街区・都市計画用途地域等)を画面上で確認する。

ウ データ照査・諸元

入力したデータ(密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布)を画面上で確認する。

エ 推計

ASJモデルによる背後地建物の騒音推計(詳細調査)を行う。

(ア) 建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、ASJモデル推定式に基づく基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものとみなし、建物密度が密の場合には0、15、25、35、45mとし、疎の場合には5、15、25、35、45mとする。

なお、独立(戸建て)住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3箇所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

(イ) 建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間ごとに、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間又は非近接空間のおのおのに属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」をシステム上で適切に統合し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、

距離帯別に近接空間又は非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

(ウ) 環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集」の結果と「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。

なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」を既に満足しているものとみなし、環境基準超過戸数から除く。

オ 常時監視フォーマット作成

令和 8 年度自動車騒音常時監視結果報告（環境省水・大気環境局）を作成する。

カ 一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等）を作成する。

(3) データの取り扱い

本業務における面的評価は、全評価区間（過去 5 年分）について、最新年度の評価値として一括算出して評価結果の確定を行うものとする。

なお、令和 8 年度調査対象区間（別表 3 に記載する区間）については、当年度の調査結果（実測交通量および最新の沿道状況）を反映し、必要な修正を行うものとする。過年度（令和 4 年度～令和 7 年度）調査区間については、著しい沿道状況の変化等が認められない限り、過年度の建物・交通量データを流用できるものとする。

6 結果活用

(1) 報告書の作成

以下の様式の調査報告書を作成し、甲による内容校正を受けた後、それぞれ A4 パンチファイルに綴じること。また、紙面は両面印刷（計量証明書を除く。）し、色分けした図表を掲載するページのみ、フルカラー印刷とする。

また、編集用ワード・エクセルデータファイル及び PDF 形式化したファイルをそれぞれ DVD-ROM（1 枚）に収録する。

ア 「令和 8 年度騒音規制法第 18 条に係る自動車騒音及び振動規制法第 19 条に係る道路交通振動の調査報告書」

調査結果の概要を収録した報告書を 2 部作成する。

収録する内容は次のとおりとし、詳細は、契約後に別途指示する。

ページ数は、表紙及び中表紙を除き 100 ページ程度とする。

(イ) 緒言文

甲が作成したものをを用いる。

(ロ) 目次

(ハ) 調査内容の概要

調査の目的、調査の内容、調査方法、調査結果の概要について取りまとめたものを収録する。

(ニ) 面的評価の結果についてのまとめ

環境基準を達成している又は達成していない住居戸数及びその割合についてまとめたものを作成し、掲載する。

(ホ) 自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度の超過状況についてのまとめ

自動車騒音及び道路交通振動の調査結果の要請限度の超過状況についてまとめたものを収録する。

(ヘ) 低騒音舗装における調査結果についてのまとめ

低騒音舗装における騒音の状況及び経年変動についてまとめたものを収録する。

(ニ) 各測定地点における調査結果についてのまとめ

全ての測定地点における調査結果の総括表、各測定地点の地点概要及び調査結果、前回調査時の測定結果についてまとめたものを収録する。

なお、地点概要は、次のイに記載する「資料編」の測定地点付近図がなくとも、測定地点が推定できるよう、周辺情報を文章で説明すること（ただし、施設や建物の固有名詞は不要）。

(イ) 巻末資料

騒音に係る環境基準等についてまとめた資料を収録する。

(ロ) 調査結果地図の作成

京都市の地図上に、各評価区間における環境基準の達成率及び、調査地点における騒音レベルを一定の範囲ごとに色分けしてプロットしたものを収録する。

イ 「令和8年度騒音規制法第18条に係る自動車騒音及び振動規制法第19条に係る道路交通振動の調査報告書 資料編」

調査結果の詳細資料を収録したものを1部作成する。

収録する内容は次のとおりとし、詳細は、契約後に別途指示する。

ページ数は、表紙及び中表紙を除き、350ページ程度とする。

(7) 目次

(4) 各測定地点における調査結果についてのまとめ

全ての測定地点における調査結果の総括表を収録する。総括表には、一連番号、評価区間番号、測定地点、路線名（通称名含む。）、車線数、測定地点の用途地域、測定日、等価騒音レベル、時間率振動レベル（ L_{10} ）及び交通量（全日及び時間区分別の測定結果、基準等の達成状況、を記載する。

(7) 各測定地点における調査結果についての詳細なまとめ

a 測定地点の地名、測定対象路線名、当該路線の当該区間に係る全国道路・街路交通情勢調査番号等の調査地点に係る情報、測定期間、測定結果、当該地点に適用される環境基準及び要請限度の区分、道路構造、車線数等の道路状況に係る情報、測定地点周辺を含む付近図、道路断面図（設定した音源を明示すること。）を作成し、収録する。配分ページ数は1ページとする。

b 測定地点の写真のまとめ

測定地点に設置された測定機器の右方向及び左方向からの写真、背後地の測定点周辺、道路交通振動及び交通量観測の様子等についての写真をまとめたものを収録する。写真の掲載数は6枚程度とし、配分ページ数は1ページとする。

c 測定結果についての詳細データのまとめ

騒音レベル、振動レベル、気象等について1時間ごと又は観測時間ごとにまとめた表を収録する。また、騒音レベルについては、環境基準に定める基準時間帯に区分して当該時間帯の騒音レベルについてもまとめる。振動レベルについても、道路交通振動に係る要請限度の時間区分（昼間午前8時から午後7時、夜間午後7時から翌日午前8時に区分すること）に従って、当該区分内における80%レンジの上端値（ L_{10} ）についてまとめる。配分ページ数は1～2ページとする。

d 交通量についての詳細データのまとめ

観測した全ての車種区分ごと及び進行方向別（「測定点側」と「反対側」とする。）に観測時間ごとの交通量、及び大型車及び二輪車混入率等についてまとめた表を作成し、収録する。配分ページ数は1ページとする。

e 車速についての詳細データのまとめ

全ての観測データについて当該観測を実施した時間ごと、大型・小型（区分は、付表2による。）の区分ごとにまとめた表を作成し、収録する。配分ページ数は1ページとする。

f 騒音測定結果の詳細データについてのまとめ

当該実測時間区分（10分間）ごとの等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、時間率騒音レベルのうち、中央値（ L_{A50} ）、80%レンジの上端値及び下端値（ L_{A10} 及び L_{A90} ）、90%レンジの上端値及び下端値（ L_{A5} 及び L_{A95} ）、最大値（ L_{Amax} ）について全てのデータを収録するとともに、各実測時間における除外音による欠測の有無、基準時間帯区分における等価騒音レベル及び中央値（ L_{A50} ）についてまとめた総括表を作成し、収録する。併せて、背後地に係る測定データについても上記の例により表を作成し、収録する。配分ページ数は2ページとする。

(イ) 各測定地点の結果についてまとめたグラフ

作成するグラフ（凡例付き）は次のとおりとする。配分ページは1地点につき1ページとする。

a 騒音レベルの日変化についてグラフ化したもの

等価騒音レベル、環境基準値、要請限度値の三つについて同一軸上に作成し、1つのグラフにまとめる。

b 時間率騒音レベルの日変化についてグラフ化したもの

中央値（ L_{A50} ）、90%レンジの上端値及び下端値（ L_{A5} 及び L_{A95} ）の3つについて、同一軸上に作成し、各時間における3つのマーカーを高低線で連結したものとすること。1つの項目については折れ線で連結しないこと。

c 振動レベルの日変化についてグラフ化したもの

80%レンジの上端値（ L_{10} ）及び要請限度について同一軸上に作成し、1つのグラフにまとめること。

d コメントの挿入

各グラフにおいて、特記すべきことがあれば、コメントをオブジェクトとして挿入すること。

ウ 騒音マップ

掲載する騒音マップは、面的評価を行う全ての区間分を作成し掲載する。1地点の騒音マップに対する配分ページ数は1～2ページとする。

エ 各測定地点の計量証明書

(2) 環境省報告資料の作成

令和8年度自動車騒音常時監視結果報告要領に基づき、以下の資料を作成する。

ア 常時監視報告様式（環境省が定める最新の常時監視フォーマット）

面的評価支援システムから出力された全評価区間（5年分）の結果を記載すること。

イ GIS データファイル（環境省が定める環境 GIS フォーマット）

ウ 騒音測定地点の位置図・詳細図

(3) 騒音暴露状況データ作成

面的評価支援システムの「結果活用」－「分析活用」－「1. 騒音暴露状況の住居等別の一括表示」から令和8年度評価区間のデータのみ抜粋し、昼間近接空間騒音レベル別住居等戸数、昼間非近接空間騒音レベル別住居等戸数、夜間近接空間騒音レベル別住居等戸数、夜間非近接空間騒音レベル別住居等戸数のデータを作成する。

なお、騒音レベルは、以下のとおり区切ることとする。

「50dB 以下」、「50dB 超 55dB 以下」、「55dB 超 60dB 以下」、「60dB 超 65dB 以下」、「65dB 超 70dB 以下」、「70dB 超 75dB 以下」、「75dB 超 80dB 以下」、「80dB 超」

7 成果品

付表4に示すものを本業務の成果品とする。

なお、DVD-ROMに収録することとされているものについては、保存フォルダを区別すれば、1枚にまとめても差し支えはない。

付表4 成果品一覧

名 称	サイズ	部数	備 考
I. 報告書			冊子のほか、編集用ワードデータ、エクセルデータ及び PDF 化データを DVD-ROM（1 枚）に収録すること。
1. 本編	A 4 紙	2 部	
2. 資料編	A 4 紙	1 部	
3. 騒音マップ	A 4 紙	1 部	
4. 計量証明書	A 4 紙	1 部	
II. 環境省報告		一式	
1. 自動車騒音常時監視結果報告	DVD-ROM		令和8年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる（冬季に環境省から依頼がある予定）。
(1) 様式	〃		
(2) GIS データファイル	〃		
(3) 騒音測定地点の位置図・詳細図	〃		
III. システム		一式	
1. オブジェクト・データベース	DVD-ROM		面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データ
IV. 騒音暴露状況データ		一式	
1. 騒音暴露状況データ	DVD-ROM		エクセル様式
V. 測定データ（一次データ）		一式	
1. 測定データ	DVD-ROM		エクセル様式

別表 1 調査対象道路（64 区間）

連番	交通量調査単位区 間番号		評価区間番号		路線 番号	(1) 路 線 名	(2) 車 線 数	(3) 道 路 種 別	(4) 道 路 構 造	(5) 遮 音 壁 等 の 有 無	(6) 低 騒 音 舗 装 の 有 無	評価区間の始点の住所	備考 (交差点 名等)	評価区間の終点の住所	備考 (交差点 名等)	評 価 区 間 の 延 長	観 測 区 間	非 観 測 区 間	測 定 の み の 区 間	詳 細 観 測 の 必要
	2015	2021	2015	2021																
51	10230	10280	2015-10230-1	2021-10280-1	9	一般国道 9 号	4	3	1	0	1	京都市西京区御陵塚ノ越町	バイパス分岐	京都市西京区大枝 中山町	中山	1.7	○			○
52	10240	10290	2015-10240-1	2021-10290-1	9	一般国道 9 号	4	3	1	0	1	京都市西京区大枝 中山町	中山	京都市西京区大枝 塚原町	国道沓掛口	0.8		○		
53	10250	10300	2015-10250-1	2021-10300-1	9	一般国道 9 号	4	3	1	0	1	京都市西京区大枝 塚原町	国道沓掛口	京都市西京区大枝 沓掛町	沓掛IC	0.8		○		
73	10400	10450	2015-10400-1	2021-10450-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区梅ヶ畑榎社町	嵐山高雄 パークウェイ	京都市右京区梅ヶ畑亀石町		4.0	○			
74	10410	10460	2015-10410-1	2021-10460-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市北区中川 中山		京都市右京区京北 細野町		6.7		○		
75	10410	10460	2015-10410-2	2021-10460-2	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区京北 細野町		京都市右京区京北 周山町		4.0		○		
76	10420	10470	2015-10420-1	2021-10470-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区京北 周山町		京都市右京区京北下中町		2.7		○		
77	10430	10480	2015-10430-1	2021-10480-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区京北 下中町		京都市右京区京北 上弓削町	右京区・南丹市 境	1.1		○		
97	10590	10640	2015-10590-1	2021-10640-1	367	一般国道 3 6 7 号	2	3	1	0	0	京都市左京区大原上野町		京都市左京区大原小出石町	左京区・滋賀県 境	4.1	○			
108	12161	10750	2015-12161-1	2021-10750-1	478	一般国道 4 7 8 号 (京都第二外環状道路)	4	3	2	1	1	京都市西京区大原野 灰方町	西山トンネル出入口	京都市西京区大原野 南春日町	南春日トンネル出入口	1.6		○		
109	12161	10750	2015-12161-2	2021-10750-2	478	一般国道 4 7 8 号 (京都第二外環状道路)	4	3	5	1	1	京都市西京区大原野 南春日町	南春日トンネル出入口	京都市西京区大原野 南春日町	北春日トンネル出入口	0.2	○			
110	12161	10750	2015-12161-3	2021-10750-3	478	一般国道 4 7 8 号 (京都第二外環状道路)	4	3	3	1	1	京都市西京区大原野 南春日町	北春日トンネル出入口	京都市西京区大原野 北春日町	大原野IC	0.2		○		
111	12162	10760	2015-12162-1	2021-10760-1	478	一般国道 4 7 8 号 (京都第二外環状道路)	4	3	3	1	1	京都市西京区大原野 北春日町	大原野IC	京都市西京区大枝 沓掛町	沓掛IC	1.5		○		
118	40050	40050	2015-40050-1	2021-40050-1	10	大山崎大枝線	4	4	1	0	1	京都市西京区大枝 西長町		京都市西京区大枝 沓掛町	沓掛	0.5	○			
120	40060	40070	2015-40060-1	2021-40070-1	10	大山崎大枝線	4	4	1	0	1	京都市西京区大原野 北春日町	大原野IC	京都市西京区大枝 西長町		0.7		○		
121	40070	40080	2015-40070-1	2021-40080-1	13	京都守口線	2	4	1	0	1	京都市伏見区下烏羽 広長町	大手筋	京都市伏見区納所町	納所	3.7	○			○
122	40080	40090	2015-40080-1	2021-40090-1	13	京都守口線	2	4	1	0	0	京都市伏見区納所町	納所	京都市伏見区淀 美豆町	淀木津	0.8		○		
123	40090	40100	2015-40090-1	2021-40100-1	13	京都守口線	2	4	1	0	0	京都市伏見区淀 美豆町	淀木津	京都市伏見区淀 美豆町	八幡市・伏見区 境	0.8		○		
126	40100	40110	2015-40100-1	2021-40110-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	0	京都市伏見区淀川顔町		京都市伏見区淀美豆町	淀木津	0.4	○			
140	40220	40230	2015-40220-1	2021-40230-1	30	下鴨大津線	2	4	1	0	0	京都市左京区下鴨 宮崎町		京都市左京区北白川 堂ノ前町	北白川別当	1.7	○			
141	40230	40240	2015-40230-1	2021-40240-1	30	下鴨大津線	2	4	1	0	0	京都市左京区北白川 堂ノ前町	北白川別当	京都市左京区北白川 仕伏町		0.4		○		
142	40230	40240	2015-40230-2	2021-40240-2	30	下鴨大津線	2	4	1	0	0	京都市左京区北白川 仕伏町		京都市左京区北白川 仕伏町		2.8		○		
146	40270	40280	2015-40270-1	2021-40280-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市左京区下鴨本町	下鴨本通北大路	京都市上京区梶井町	河原町今出川	1.7		○		
147	40280	40290	2015-40280-1	2021-40290-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市上京区青竜町	河原町今出川	京都市上京区伊勢屋町	河原町丸太町	1.3	○			○
148	40290	40300	2015-40290-1	2021-40300-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市上京区伊勢屋町	河原町丸太町	京都市中京区下丸屋町	河原町御池	0.7		○		
149	40300	40310	2015-40300-1	2021-40310-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市中京区下丸屋町	河原町御池	京都市下京区御影堂前町	河原町五条	1.7		○		
150	40310	40320	2015-40310-1	2021-40320-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市下京区御影堂町	河原町五条	京都市下京区材木町	河原町七条	0.8	○			
154	40350	40360	2015-40350-1	2021-40360-1	35	大津淀線	2	4	1	0	0	京都市山科区勸修寺東出町		京都市伏見区深草直達橋 北1丁目	直達橋一丁目	4.2	○			○
158	40390	40400	2015-40390-1	2021-40400-1	35	大津淀線	4	4	1	0	0	京都市伏見区西大寺町	竹田街道大手筋	京都市伏見区下烏羽広長町	大手筋	1.2	○			
169	40480	40490	2015-40480-1	2021-40490-1	38	京都広河原美山線	8	4	1	0	0	京都市下京区泉水町	堀川五条	京都市下京区唐津屋町	堀川四条	0.8		○		
170	40490	40500	2015-40490-1	2021-40500-1	38	京都広河原美山線	8	4	1	0	0	京都市下京区唐津屋町	堀川四条	京都市中京区池元町	堀川御池	0.8	○			
171	40500	40510	2015-40500-1	2021-40510-1	38	京都広河原美山線	5	4	1	0	0	京都市中京区池元町	堀川御池	京都市上京区下堀川町	中京区・上京区 境	0.7		○		
172	40500	40510	2015-40500-2	2021-40510-2	38	京都広河原美山線	5	4	1	0	0	京都市上京区下堀川町	中京区・上京区 境	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	1.4	○			
173	40510	40520	2015-40510-1	2021-40520-1	38	京都広河原美山線	6	4	1	0	0	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	京都市北区紫野宮西町	上京区・北区 境	0.9	○			○
174	40510	40520	2015-40510-2	2021-40520-2	38	京都広河原美山線	6	4	1	0	0	京都市北区紫野宮西町	上京区・北区 境	京都市北区紫野西御所田町	堀川北大路	0.3		○		
182	40630	40590	2015-40630-2	2021-40590-1	38	京都広河原美山線	2	4	1	0	0	京都市左京区静海市原町		京都市左京区静市野中町	二ノ瀬バイパス起点	0.6		○		
184	40580	40610	2015-40580-1	2021-40610-1	40	下鴨静原大原線	4	4	1	0	0	京都市左京区下鴨本町	下鴨本通北大路	京都市左京区下鴨北野々神町	下鴨本通北山	0.8	○			
186	40600	40630	2015-40600-1	2021-40630-1	40	下鴨静原大原線	4	4	1	0	0	京都市北区上賀茂ヶ岩内町		京都市北区上賀茂深泥池町		0.7	○			
188	40620	40650	2015-40620-1	2021-40650-1	40	下鴨静原大原線	2	4	1	0	0	京都市北区上賀茂神山		京都市左京区静海市原町	北区・左京区 境	0.3		○		
189	40630	40660	2015-40630-1	2021-40660-1	40	下鴨静原大原線	2	4	1	0	0	京都市左京区静海市原町	北区・左京区 境	京都市左京区静海市原町	市原バイパス終点	1.4	○			

別表 2 騒音測定を行う区間（35 区間）

連番	交通量調査単位区 間番号		評価区間番号		路 線 番 号	(1) 路 線 名	(2) 車 線 数	(3) 道 路 種 別	(4) 道 路 構 造	(5) 遮 音 壁 等 の 有 無	(6) 低 騒 音 舗 装 の 有 無	評価区間の始点の住所	備考 (交差点 名等)	評価区間の終点の住所	備考 (交差点 名等)	評 価 区 間 の 延 長	観 測 区 間	非 観 測 区 間	測 定 の み の 区 間	詳 細 観 測 の 必要
	2015	2021	2015	2021																
51	10230	10280	2015-10230-1	2021-10280-1	9	一般国道 9 号	4	3	1	0	1	京都市西京区御陵塚ノ越町	バイパス分岐	京都市西京区大枝 中山町	中山	1.7	○			○
73	10400	10450	2015-10400-1	2021-10450-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区梅ヶ畑檜社町	嵐山高雄 パークウェイ	京都市右京区梅ヶ畑亀石町		4.0	○			
97	10590	10640	2015-10590-1	2021-10640-1	367	一般国道 3 6 7 号	2	3	1	0	0	京都市左京区大原上野町		京都市左京区大原小出石町	左京区・滋 賀県 境	4.1	○			
109	12161	10750	2015-12161-2	2021-10750-2	478	一般国道 4 7 8 号（京都 第二外環状道路）	4	3	5	1	1	京都市西京区大原野 南春日町	南春日ト ンネル出入口	京都市西京区大原野 南春日町	北春日ト ンネル出入口	0.2	○			
118	40050	40050	2015-40050-1	2021-40050-1	10	大山崎大枝線	4	4	1	0	1	京都市西京区大枝 西長町		京都市西京区大枝 沓掛町	沓掛	0.5	○			
121	40070	40080	2015-40070-1	2021-40080-1	13	京都守口線	2	4	1	0	1	京都市伏見区下鳥羽 広長町	大手筋	京都市伏見区納所町	納所	3.7	○			○
126	40100	40110	2015-40100-1	2021-40110-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	0	京都市伏見区淀川顔町		京都市伏見区淀美豆町	淀木津	0.4	○			
140	40220	40230	2015-40220-1	2021-40230-1	30	下鴨大津線	2	4	1	0	0	京都市左京区下鴨 宮崎町		京都市左京区北白川 堂ノ前町	北白川別当	1.7	○			
147	40280	40290	2015-40280-1	2021-40290-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市上京区青竜町	河原町今出 川	京都市上京区伊勢屋町	河原町丸太 町	1.3	○			○
150	40310	40320	2015-40310-1	2021-40320-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市下京区御影堂町	河原町五条	京都市下京区材木町	河原町七条	0.8	○			
154	40350	40360	2015-40350-1	2021-40360-1	35	大津淀線	2	4	1	0	0	京都市山科区勸修寺東出町		京都市伏見区深草直達橋 北1丁目	直達橋一丁 目	4.2	○			○
158	40390	40400	2015-40390-1	2021-40400-1	35	大津淀線	4	4	1	0	0	京都市伏見区西大手町	竹田街道大 手筋	京都市伏見区下鳥羽広長町	大手筋	1.2	○			
170	40490	40500	2015-40490-1	2021-40500-1	38	京都広河原美山線	8	4	1	0	0	京都市下京区唐津屋町	堀川四条	京都市中京区池元町	堀川御池	0.8	○			
172	40500	40510	2015-40500-2	2021-40510-2	38	京都広河原美山線	5	4	1	0	0	京都市上京区下堀川町	中京区・上 京区 境	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	1.4	○			
173	40510	40520	2015-40510-1	2021-40520-1	38	京都広河原美山線	6	4	1	0	0	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	京都市北区紫野宮西町	上京区・北 区 境	0.9	○			○
184	40580	40610	2015-40580-1	2021-40610-1	40	下鴨静原大原線	4	4	1	0	0	京都市左京区下鴨本町	下鴨本通北 大路	京都市左京区下鴨北野々神町	下鴨本通北 山	0.8	○			
186	40600	40630	2015-40600-1	2021-40630-1	40	下鴨静原大原線	4	4	1	0	0	京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町		京都市北区上賀茂深泥池町		0.7	○			
189	40630	40660	2015-40630-1	2021-40660-1	40	下鴨静原大原線	2	4	1	0	0	京都市左京区静市市原町	北区・左京 区 境	京都市左京区静市市原町	市原バイパ ス終点	1.4	○			
202	40760	40780	2015-40760-1	2021-40780-1	68	南インター竹田線	4	4	1	0	0	京都市伏見区竹田青池町		京都市伏見区竹田中川原町		0.8	○			
207	40810	40830	2015-40810-1	2021-40830-1	79	伏見柳谷高槻線	2	4	1	0	0	京都市伏見区羽東師古川町	樋爪口	京都市伏見区羽東師古川町	伏見区・長 岡京市 境	0.7	○			
234	41060	41080	2015-41060-1	2021-41080-1	186	嵐山祇園線	4	5	1	0	0	京都市右京区西院西貝川町	天神川四条	京都市右京区西院東津和院町	西大路四条	1.4	○			○
236	41070	41090	2015-41070-2	2021-41090-2	186	嵐山祇園線	2	5	1	0	0	京都市下京区四条大宮町	中区・下京 区 境 四条大宮	京都市下京区唐津屋町	四条堀川	0.3			○	
252	60020	60020	2015-60020-1	2021-60020-1	101	銀閣寺宇多野線	4	6	1	0	0	京都市左京区北白川久保町	白川通今出 川	京都市上京区大宮町	河原町今出 川	2.0	○			
315	60500	60530	2015-60500-0	2021-60530-1	123	水垂上桂線	2	6				京都市伏見区淀水垂町		京都市伏見区羽東師古川町		2.4	○			
317	60520	60550	2015-60520-1	2021-60550-1	123	水垂上桂線	1	6	1	0	0	京都市伏見区久我 石原町		京都市南区久世川原町	久世橋西詰	3.0			○	
369	60980	61010	2015-60980-1	2021-61010-1	201	中山稻荷線	1	6	1	0	0	京都市伏見区竹田向代町川町		京都市伏見区深草塚本町	師団街道龍 大前	1.5	○			
377	61070	61090	2015-61070-1	2021-61090-1	204	奥海印寺納所線	2	6	1	0	0	京都市伏見区淀大下津町	長岡京市・ 伏見区 境	京都市伏見区納所町	納所	1.0	○			○
378	61080	61100	2015-61080-1	2021-61100-1	205	中山向日線	2	6	1	0	0	京都市西京区大枝中山町	国道芋峠	京都市西京区大原上里南ノ町	東山	3.1	○			
405	80030	80030	2015-80030-1	2021-80030-1	45	修学院幡枝線	4	7	1	0	0	京都市左京区上高野薩田町		京都市左京区岩倉南桑原町		1.0	○			
418	80130	80130	2015-80130-1	2021-80130-1	69	京都貴船線	2	5	1	0	0	京都市北区小山下内河原町	北大路大橋 西詰	京都市上京区青龍町	葵橋西詰	1.5			○	○
430	80240	80250	2015-80240-1	2021-80250-1	116	大宮通	4	7	1	0	0	京都市南区西九条御幸田町	十条大宮	京都市南区上鳥羽卯ノ花		1.3	○			
431	80250	80260	2015-80250-1	2021-80260-1	116	大宮通	4	7	1	0	0	京都市南区上鳥羽卯ノ花		京都市伏見区竹田 青池町		0.8	○			
444	80370	80380	2015-80370-1	2021-80380-1	143	御陵六地藏線	2	7	1	0	0	京都市伏見区小栗栖岩ヶ淵町	山科区・伏 見区 境	京都市伏見区桃山町西尾	桃山西尾	2.4			○	○
469	80560	80590	2015-80560-1	2021-80590-1	185	羽東師墨染線	6	7	1	0	0	京都市伏見区下鳥羽東芹川町		京都市伏見区下鳥羽城ノ越町		0.6	○			
482	80680	80710	2015-80680-1	2021-80710-1	303	上賀茂経 2 1 1 号線	2	7	1	0	0	京都市北区上賀茂葵之森町	終野別れ	京都市北区上賀茂二軒家町		1.8			○	○

別表 3 面的評価を行う区間（59 区間）

連番	交通量調査単位区 間番号		評価区間番号		路線 番号	(1) 路線 名	(2) 車 線 数	(3) 道 路 種 別	(4) 道 路 構 造	(5) 遮 音 壁 等 の 有 無	(6) 低 騒 音 舗 装 の 有 無	評価区間の始点の住所	備考 (交差点 名等)	評価区間の終点の住所	備考 (交差点 名等)	評価 区間 の 延長	観 測 区 間	非 観 測 区 間	測 定 の み の 区 間	詳細観測 の必要
	2015	2021	2015	2021																
51	10230	10280	2015-10230-1	2021-10280-1	9	一般国道 9 号	4	3	1	0	1	京都市西京区御陵塚ノ越町	バイパス分岐	京都市西京区大枝 中山町	中山	1.7	○			○
52	10240	10290	2015-10240-1	2021-10290-1	9	一般国道 9 号	4	3	1	0	1	京都市西京区大枝 中山町	中山	京都市西京区大枝 塚原町	国道沓掛口	0.8		○		
53	10250	10300	2015-10250-1	2021-10300-1	9	一般国道 9 号	4	3	1	0	1	京都市西京区大枝 塚原町	国道沓掛口	京都市西京区大枝 沓掛町	沓掛1C	0.8		○		
73	10400	10450	2015-10400-1	2021-10450-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区梅ヶ畑榎社町	嵐山高雄パークウェイ	京都市右京区梅ヶ畑亀石町		4.0	○			
74	10410	10460	2015-10410-1	2021-10460-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市北区中川 中山		京都市右京区京北 細野町		6.7		○		
75	10410	10460	2015-10410-2	2021-10460-2	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区京北 細野町		京都市右京区京北 周山町		4.0		○		
76	10420	10470	2015-10420-1	2021-10470-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区京北 周山町		京都市右京区京北下中町		2.7		○		
77	10430	10480	2015-10430-1	2021-10480-1	162	一般国道 1 6 2 号	2	3	1	0	0	京都市右京区京北 下中町		京都市右京区京北 上弓削町	右京区・南丹市・境	1.1		○		
97	10590	10640	2015-10590-1	2021-10640-1	367	一般国道 3 6 7 号	2	3	1	0	0	京都市左京区大原上野町		京都市左京区大原小出石町	左京区・滋賀県・境	4.1	○			
108	12161	10750	2015-12161-1	2021-10750-1	478	一般国道 4 7 8 号（京都第二外環状道路）	4	3	2	1	1	京都市西京区大原野 灰方町	西山トンネル出入口	京都市西京区大原野 南春日町	南春日トンネル出入口	1.6		○		
109	12161	10750	2015-12161-2	2021-10750-2	478	一般国道 4 7 8 号（京都第二外環状道路）	4	3	5	1	1	京都市西京区大原野 南春日町	南春日トンネル出入口	京都市西京区大原野 南春日町	北春日トンネル出入口	0.2	○			
110	12161	10750	2015-12161-3	2021-10750-3	478	一般国道 4 7 8 号（京都第二外環状道路）	4	3	3	1	1	京都市西京区大原野 南春日町	北春日トンネル出入口	京都市西京区大原野 北春日町	大原野1C	0.2		○		
111	12162	10760	2015-12162-1	2021-10760-1	478	一般国道 4 7 8 号（京都第二外環状道路）	4	3	3	1	1	京都市西京区大原野 北春日町	大原野1C	京都市西京区大枝 沓掛町	沓掛1C	1.5		○		
118	40050	40050	2015-40050-1	2021-40050-1	10	大山崎大枝線	4	4	1	0	1	京都市西京区大枝 西長町		京都市西京区大枝 沓掛町	沓掛	0.5	○			
120	40060	40070	2015-40060-1	2021-40070-1	10	大山崎大枝線	4	4	1	0	1	京都市西京区大原野 北春日町	大原野1C	京都市西京区大枝 西長町		0.7		○		
121	40070	40080	2015-40070-1	2021-40080-1	13	京都守口線	2	4	1	0	1	京都市伏見区下鳥羽 広長町	大手筋	京都市伏見区納所町	納所	3.7	○			○
122	40080	40090	2015-40080-1	2021-40090-1	13	京都守口線	2	4	1	0	0	京都市伏見区納所町	納所	京都市伏見区淀 美豆町	淀木津	0.8		○		
123	40090	40100	2015-40090-1	2021-40100-1	13	京都守口線	2	4	1	0	0	京都市伏見区淀 美豆町	淀木津	京都市伏見区淀 美豆町	八幡市・伏見区・境	0.8		○		
126	40100	40110	2015-40100-1	2021-40110-1	15	宇治淀線	2	4	1	0	0	京都市伏見区淀川顔町		京都市伏見区淀美豆町	淀木津	0.4	○			
140	40220	40230	2015-40220-1	2021-40230-1	30	下鴨大津線	2	4	1	0	0	京都市左京区下鴨 宮崎町		京都市左京区北白川 堂ノ前町	北白川別当	1.7	○			
141	40230	40240	2015-40230-1	2021-40240-1	30	下鴨大津線	2	4	1	0	0	京都市左京区北白川 堂ノ前町	北白川別当	京都市左京区北白川 仕伏町		0.4		○		
142	40230	40240	2015-40230-2	2021-40240-2	30	下鴨大津線	2	4	1	0	0	京都市左京区北白川 仕伏町		京都市左京区北白川 仕伏町		2.8		○		
146	40270	40280	2015-40270-1	2021-40280-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市左京区下鴨本町	下鴨本通北大路	京都市上京区梶井町	河原町今出川	1.7		○		
147	40280	40290	2015-40280-1	2021-40290-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市上京区青竜町	河原町今出川	京都市上京区伊勢屋町	河原町丸太町	1.3	○			○
148	40290	40300	2015-40290-1	2021-40300-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市上京区伊勢屋町	河原町丸太町	京都市中京区下丸屋町	河原町御池	0.7		○		
149	40300	40310	2015-40300-1	2021-40310-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市中京区下丸屋町	河原町御池	京都市下京区御影堂前町	河原町五条	1.7		○		
150	40310	40320	2015-40310-1	2021-40320-1	32	下鴨京都停車場線	4	4	1	0	0	京都市下京区御影堂町	河原町五条	京都市下京区材木町	河原町七条	0.8	○			
154	40350	40360	2015-40350-1	2021-40360-1	35	大津淀線	2	4	1	0	0	京都市山科区勧修寺東出町		京都市伏見区深草直達橋 北1丁目	直達橋一丁目	4.2	○			○
158	40390	40400	2015-40390-1	2021-40400-1	35	大津淀線	4	4	1	0	0	京都市伏見区西大寺町	竹田街道大手筋	京都市伏見区下鳥羽広長町	大手筋	1.2	○			
169	40480	40490	2015-40480-1	2021-40490-1	38	京都広河原美山線	8	4	1	0	0	京都市下京区泉水町	堀川五条	京都市下京区唐津屋町	堀川四条	0.8		○		
170	40490	40500	2015-40490-1	2021-40500-1	38	京都広河原美山線	8	4	1	0	0	京都市下京区唐津屋町	堀川四条	京都市中京区池元町	堀川御池	0.8	○			
171	40500	40510	2015-40500-1	2021-40510-1	38	京都広河原美山線	5	4	1	0	0	京都市中京区池元町	堀川御池	京都市上京区下堀川町	中京区・上京区・境	0.7		○		
172	40500	40510	2015-40500-2	2021-40510-2	38	京都広河原美山線	5	4	1	0	0	京都市上京区下堀川町	中京区・上京区・境	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	1.4	○			
173	40510	40520	2015-40510-1	2021-40520-1	38	京都広河原美山線	6	4	1	0	0	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	京都市北区紫野宮西町	上京区・北区・境	0.9	○			○
174	40510	40520	2015-40510-2	2021-40520-2	38	京都広河原美山線	6	4	1	0	0	京都市北区紫野宮西町	上京区・北区・境	京都市北区紫野西御所田町	堀川北大路	0.3		○		
182	40630	40590	2015-40630-2	2021-40590-1	38	京都広河原美山線	2	4	1	0	0	京都市左京区静中市原町		京都市左京区静市野中町	二ノ瀬バイパス起点	0.6		○		
184	40580	40610	2015-40580-1	2021-40610-1	40	下鴨静原大原線	4	4	1	0	0	京都市左京区下鴨本町	下鴨本通北大路	京都市左京区下鴨北野々神町	下鴨本通北山	0.8	○			
186	40600	40630	2015-40600-1	2021-40630-1	40	下鴨静原大原線	4	4	1	0	0	京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町		京都市北区上賀茂深泥池町		0.7	○			
188	40620	40650	2015-40620-1	2021-40650-1	40	下鴨静原大原線	2	4	1	0	0	京都市北区上賀茂神山		京都市左京区静中市原町	北区・左京区・境	0.3		○		
189	40630	40660	2015-40630-1	2021-40660-1	40	下鴨静原大原線	2	4	1	0	0	京都市左京区静中市原町	北区・左京区・境	京都市左京区静中市原町	市原バイパス終点	1.4	○			
190	40630	40660	2015-40630-3	2021-40660-2	40	下鴨静原大原線	2	4	1	0	0	京都市左京区静市野中町	二ノ瀬バイパス起点	京都市左京区大原上野町		7.4		○		
202	40760	40780	2015-40760-1	2021-40780-1	68	南インター竹田線	4	4	1	0	0	京都市伏見区竹田青池町		京都市伏見区竹田中川原町		0.8	○			
207	40810	40830	2015-40810-1	2021-40830-1	79	伏見柳谷高槻線	2	4	1	0	0	京都市伏見区羽束師古川町	樋爪口	京都市伏見区羽束師古川町	伏見区・長岡京市・境	0.7	○			
233	41050	41070	2015-41050-1	2021-41070-1	186	嵐山祇園線	4	5	1	0	0	京都市右京区梅津段町	梅津段町	京都市右京区西院笠目町	天神川四条	1.0		○		
234	41060	41080	2015-41060-1	2021-41080-1	186	嵐山祇園線	4	5	1	0	0	京都市右京区西院西貝川町	天神川四条	京都市右京区西院東津和院町	西大路四条	1.4	○			○
235	41070	41090	2015-41070-1	2021-41090-1	186	嵐山祇園線	4	5	1	0	0	京都市右京区西院高山寺町	西大路四条	京都市中京区錦大宮町	中区・下京区・境 四条大宮	1.6		○		
252	60020	60020	2015-60020-1	2021-60020-1	101	銀閣寺宇多野線	4	6	1	0	0	京都市左京区北白川久保田町	白川通今出川	京都市上京区大宮町	河原町今出川	2.0	○			
253	60030	60030	2015-60030-1	2021-60030-1	101	銀閣寺宇多野線	4	6	1	0	1	京都市上京区青竜町	河原町今出川	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	1.6		○		
254	60040	60040	2015-60040-1	2021-60040-1	101	銀閣寺宇多野線	4	6	1	0	0	京都市上京区西船橋町	堀川今出川	京都市北区北野下白梅町	北野白梅町	1.9		○		
315	60500	60530	2015-60500-0	2021-60530-1	123	水垂上桂線	2	6				京都市伏見区淀水垂町		京都市伏見区羽束師古川町		2.4	○			
369	60980	61010	2015-60980-1	2021-61010-1	201	中山稲荷線	1	6	1	0	0	京都市伏見区竹田向代町川町		京都市伏見区深草塚本町	師団街道龍大前	1.5	○			
377	61070	61090	2015-61070-1	2021-61090-1	204	奥海印寺納所線	2	6	1	0	0	京都市伏見区淀大津津町	長岡京市・伏見区・境	京都市伏見区納所町	納所	1.0	○			○
378	61080	61100	2015-61080-1	2021-61100-1	205	中山向日線	2	6	1	0	0	京都市西京区大枝中山町	国道芋峠	京都市西京区大野原上里南ノ町	東山	3.1	○			
405	80030	80030	2015-80030-1	2021-80030-1	45	修学院幡枝線	4	7	1	0	0	京都市左京区上高野薩田町		京都市左京区岩倉南桑原町		1.0	○			
430	80240	80250	2015-80240-1	2021-80250-1	116	大宮通	4	7	1	0	0	京都市南区西九条御幸田町	十条大宮	京都市南区上鳥羽卯ノ花		1.3	○			
431	80250	80260	2015-80250-1	2021-80260-1	116	大宮通	4	7	1	0	0	京都市南区上鳥羽卯ノ花		京都市伏見区竹田 青池町		0.8	○			
465	80540	80560	2015-80540-1	2021-80560-1	177	向日町上鳥羽線	4	7	1	0	0	京都市南区上鳥羽大溝		京都市南区上鳥羽卯ノ花		0.3		○		
469	80560	80590	2015-80560-1	2021-80590-1	185	羽束師墨染線	6	7	1	0	0	京都市伏見区下鳥羽東岸川町		京都市伏見区下鳥羽城ノ越町		0.6	○			
484	100001	100001	2015-100001-1	2021-100001-1	141	大山崎大枝線	5	6	1	2	1	京都市西京区大原野 北春日町		京都市西京区大原野 北春日町		0.2		○		